

## 学修成果の評価方法について

### 学則(抜粋)

第12条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。

- 2 授業科目を履修し、成績評価で合格した者には、所定の単位を与える。
- 3 出席時数が授業時間の3分の2(但し、実技、実習は5分の4)に達しない者は、その該当科目について評価を受けることができない。
- 4 各授業科目の成績評価は、総合成績(実習を含む)を100点満点とし、60点以上を及第とする。成績評価はA、B、C、Dの4段階に分けて通知する。

### 試験規定(抜粋)

#### (試験)

第2条 定期試験は、学期末毎に実施することを原則として、必要に応じて随時これを行うことができる。

- 2 原則として、前期科目は前期末に、後期科目は後期末に定期試験を実施する。
- 3 通年の授業科目の場合には、後期末に定期試験を実施する。但し、前期末に学生理解度を図るための中間試験を実施することがある。
- 4 定期試験は100点を満点とした問題を作成し、成績は上限を100点とする。

#### (種類)

第6条 学期末または学年末に行う定期試験は筆記、実技、口述、論文(レポートを含む)のいずれか1つまたは2つ以上によって行う。

#### (受験資格)

第7条 次の各号の一つに該当する者は、試験を受けることが出来ない。

- (1) 当該授業科目の履修登録をしていない者
- (2) 授業料、その他の校納金を完納していない者
- 2 また当該授業科目の出席回数が、講義及び演習においては授業時数の3分の2、実技及び実習においては授業時数の5分の4に達しない者は成績評価の対象とはならない。

#### (試験実施中の入退室)

- 第8条 試験開始後20分を経過して入室することは出来ない。
- 2 試験開始後30分を経なければ退室することは出来ない。
- 3 途中退場した者は当該試験終了まで再入室することは出来ない。

#### (懲戒)

第9条 受験中に不正行為をした者または不正行為をしたと認められた者は退場を命ぜられ当該試験は不合格とし、戒告、停学若しくは退学の処分とする。

#### (成績の評価)

- 第14条 各授業科目において定期試験およびその追試験の成績評価は、総合成績(実習を含む)を100点満点とし、60点以上を及第とする。成績評価はA、B、C、Dの4段階に分けて通知する。
- 2 A(100点～80点) B(79点～70点) C(69点～60点) 60点未満をDとし、A、B、Cを合格とする。

- 3 教員は、試験の得点に授業態度、定期試験で行う以外の小テストや論文(レポートを含む)の点数を加点、または試験の得点から減点することが出来る。
- 4 単位の認定については、履修規程第8条に定めるところとする。
- 5 成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、履修した全ての科目におけるGPA(Grade Point Average)を用いる。
- 6 履修した科目のGP(Grade Point)は、次の計算式により算出する。ただし、総合成績が60点未満の場合は、「0」とし、小数点第3位以下は四捨五入とする。  

$$GP=(\text{総合成績}-50)/10 \quad (5.0 \geq GP \geq 1.0, 0)$$
- 7 履修した全ての科目における GPA は、次の計算方法により得た値とする。また、GPA は、小数点第3位以下は四捨五入とする。  

$$GPA=(\text{履修した科目のGP} \times \text{単位数}) \text{の総和} / \text{在学期間に履修申告した対象科目の単位数の総和}$$
- 8 不合格とされた授業科目を再履修し、単位を修得した場合は、当該科目の不合格とされた成績を通常のGPAの算出から除外し、新たなGPによりGPAを算出する。
- 9 既修得単位として認定された科目は、GPAの算出から除外する。
- 10 GPAが4.5以上で、各クラスの上位5%以上の場合は、成績優秀者として、GPAが1.5未満の場合は、成績不振者として扱う。

(GPA算出方法の詳細)

A、Bの総合成績が次とおりの場合のGP、GPAを算出する。

A 生理学 I (2単位):74点 解剖学 I (4単位):91点 職業倫理(1単位):89点

B 生理学 I (2単位):60点 解剖学 I (4単位):40点 職業倫理(1単位):75点

GP計算方法詳細

$GP=(\text{総合成績}-50)/10 \quad (5.0 \geq GP \geq 1.0, 0)$

A 生理学 I (2単位):74点=2.4 解剖学 I (4単位):91点=4.1 職業倫理(1単位):89点=3.9

B 生理学 I (2単位):60点=1.0 解剖学 I (4単位):40点=0.0 職業倫理(1単位):75点=2.5

GPA計算方法詳細

$GPA=(\text{履修した科目のGP} \times \text{単位数}) \text{の総和} / \text{在学期間に履修申告した対象科目の単位数の総和}$

A  $(2.4 \times 2 + 4.1 \times 4 + 3.9 \times 1) / (2 + 4 + 1) = (4.8 + 16.4 + 3.9) / 7 = 3.6$

B  $(1.0 \times 2 + 0.0 \times 4 + 2.5 \times 1) / (2 + 4 + 1) = (2.0 + 0 + 2.5) / 7 = 0.6$

次年度、Bが解剖学 I を再履修し、解剖学 I 4単位を91点で合格した場合

GP 生理学 I (2単位):60点=1.0 解剖学 I (4単位):91点=4.1 職業倫理(1単位):75点=2.5

Bさん  $(1.0 \times 2 + 4.1 \times 4 + 2.5 \times 1) / (2 + 4 + 1) = (2.0 + 16.4 + 2.5) / 7 = 2.9$

(実習の評価基準)

第15条 各実習の成績は、実習先における各期の評価を教員等が総合して採点する。